附則第十七条を次のように改める。

（保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金を徴収する方法）

第十七条　法附則第二十六条第二項に規定する政令で定める方法は、連合会が毎年度会員市町村から拠出金を徴収する方法（附則第二十条の二に定める基準に従い、都道府県が特別の方法を定めた場合には、その方法）とする。

2　前項の拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金とする。

附則第十八条中「前条」を「前条第二項」に改める。

附則第十九条第一項各号を次のように改める。

一　当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

二　当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

附則第二十条中「附則第十七条」を「附則第十七条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保険財政共同安定化事業に係る拠出金を徴収する特別の方法に係る基準）

第二十条の二　法附則第二十六条第三項に規定する特別の方法に係る同項に規定する政令で定める基準は、附則第十七条及び第十八条（法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る部分に限る。）並びに前条第一項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　附則第十八条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を、附則第十九条第一項の規定にかかわらず、イ及びロに掲げる額の合算額とすること。

イ　当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ　当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に一から基準割合を控除した割合を乗じて得た額に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

二　前号イに掲げる額については、都道府県が必要と認めるときは、イ及びロに掲げる額の合算額とすること。

イ　当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に被保険者拠出割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ　当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に一から被保険者拠出割合を控除した割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を前々年度の会員市町村の一般被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額で除して得た率を乗じて得た額

三　基準割合は、二分の一以上の割合とすること。

四　被保険者拠出割合は、一般被保険者の所得及び一般被保険者の数の会員市町村間における格差を勘案して定める割合とすること。

附則第二十一条中「附則第二十六条第四項」を「附則第二十六条第五項」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第三条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第百六十条第三項第三号の政令で定める額）

第九条　法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第百六十条第三項第三号の政令で定める額は、平成二十二年度から平成二十四年度までの各事業年度ごとに法第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるべき額として、当該各事業年度の前事業年度末における同条第二項ただし書の規定による短期借入金の借換えの予定額その他の厚生労働省令で定める額を基礎として、協会が管掌する健康保険の財政状況、当該各事業年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの期間等を勘案して、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める額とする。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第四条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（法附則第十四条の二に規定する交付金の額）

第十六条　法附則第十四条の二の規定により都道府県が後期高齢者医療広域連合に対し交付する交付金の額は、当該年度の前年度の末日における財政安定化基金の残高及び当該年度において都道府県が法第百十六条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額の合計額から、当該年度における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額から基金事業借入金の償還金の見込額を控除して得た額を限度とする。

（国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「（以下「新算定政令」という。）」を削り、同条第二項を削る。

（健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第六号中「平成二十五年九月」を「平成三十年三月」に改め、同条第七号及び第八号並びに第十号から第十四号までの規定中「あっては新健保令」を「あっては、新健保令」に改め、「とし、協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合にあっては次条の規定により読み替えて適用する新健保令第四十五条の二とする。」を削り、同条第十五号中「当該一の事業年度における予定保険料納付率で除して得た額を当該一の事業年度における新健保令第四十五条の二第二号に掲げる額で除して得た率」を「新健保令第四十五条の二第一号に掲げ